

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、守山市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する必要な用具等（以下「協賛物品等」の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するものおよび公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障をおよぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他市実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市実行委員会と協議し、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛を受け入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年5月15日から施行する。